

## 參考資料

## 策定経過

### 1 滋賀県教育振興基本計画審議会における審議

広く県民、教育関係者、有識者等からの意見や提言を反映させるため、「滋賀県教育振興基本計画審議会」（旧滋賀県教育振興基本計画策定委員会。以下、「審議会」という。）が知事からの諮問を受けて審議を重ね、平成25年(2013年)10月31日に「第2期滋賀県教育振興基本計画（案）」を知事に答申されました。

	開催年月日	主な課題
第1回	平成25年(2013年)5月10日	諮問、教育をめぐる現状・課題について(意見交換)
第2回	平成25年(2013年)6月27日	第2期滋賀県教育振興基本計画(骨子素案)について
第3回	平成25年(2013年)8月1日	教育の振興方策について
第4回	平成25年(2013年)9月5日	第2期滋賀県教育振興基本計画(素案)について
第5回	平成25年(2013年)10月23日	第2期滋賀県教育振興基本計画答申(案)について

※第1回および第2回については「滋賀県教育振興基本計画策定委員会」が審議

### 2 県庁内の検討体制

県庁一体となって計画づくりに取り組んでいくため、次のような取組を行いました。

#### ■推進本部における検討

滋賀県教育振興基本計画推進本部（以下「推進本部」という。）において、県庁内において部局横断的に検討を進めました。

#### ■ワーキンググループの設置

教育委員会内の検討体制として、滋賀県教育振興基本計画策定事業ワーキンググループを設置し、策定作業を進めました。

#### ■庁議等を活用した策定状況の報告

計画の策定状況を庁内に周知するため、県政経営会議や教育企画会議等を通じて、策定委員会の開催結果等を報告しました。

### 3 県民等からの意見

計画に県民の方の意見等を反映するとともに、計画検討の参考とするため、次のような取組を行いました。

#### ■市町からの意見の反映

各市町より「第2期滋賀県教育振興基本計画の骨子案および素案」に対する意見等をいただきました。

◇平成25年7月 骨子素案について意見照会

◇平成25年9月 素案について意見照会

## ■県民政策コメント

「第2期滋賀県教育振興基本計画（素案）」を県民の皆さんに公表し、意見等をいただきました。

◇実施期間：平成25年(2013年)年9月13日～平成25年(2013年)10月15日

◇意見等の提出人数および件数：25人（団体含む）、75件

## 4 策定までの主な流れ

平成25年(2013年)	
4月	審議会委員の公募
5月10日～10月23日	知事からの諮問を受け、審議会において審議
9月13日～10月15日	県民政策コメント
10月31日	審議会会長から知事へ答申
11月28日	11月県議会において、策定状況を報告 ※計画(原案)の報告
平成26年(2014年)	
2月18日	2月県議会に第2期滋賀県教育振興基本計画(案)を上程
3月24日	2月県議会において、第2期滋賀県教育振興基本計画議決

滋賀県教育振興基本計画策定委員会 委員長 様

滋賀県知事 嘉田由紀子

滋賀県教育振興基本計画の策定について（諮問）

本県では、平成 21 年 7 月に滋賀県教育振興基本計画を策定し、基本目標の達成に向けて取組を進めてまいりました。現行計画は平成 25 年度までを計画期間としていることから、この間の社会情勢の変化や国における第 2 期教育振興基本計画の策定等を踏まえ、現下の教育課題に対応し、滋賀の教育をさらに発展させていくため第 2 期滋賀県教育振興基本計画を策定したいと考えますので、これについて意見を求めます。

(説明)

本県では、教育基本法に基づき、平成 25 年度までの 5 年間を計画期間とする「滋賀県教育振興基本計画」を策定し、「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」を基本目標として、「子どもたちの『生きる力』を育む」「社会全体で子どもの育ちを支える」「学びあい、支えあう生涯学習社会をつくる」の三つを柱に、関連施策を総合的、計画的に進めてきました。

しかし、この間の教育をとりまく状況の変化は激しく、少子高齢社会、人口減少社会の到来は、経済規模の縮小や核家族化につながっており、今後一層の社会活力の低下や地域社会の変容を招くことが危惧されます。また、社会や経済のグローバル化により、ひと・もの・情報が世界を行き交うボーダレス社会が訪れており、さらなる国際競争の激化や、環境、食糧、資源といった地球規模の課題の顕在化を招来するものと考えられます。

また、子どもたちの安全や安心を揺るがす事件、事故も相次ぎました。平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、防災対策の充実とともに、子どもたちが自ら命を守るための知識を学ぶ防災教育の重要性を改めて認識させました。いじめや体罰の問題、通学路における安全対策などが社会問題となり、何よりも子どもの視点に立ち、安全で安心して学校生活を送ることができる環境づくりが、強く求められているところです。

一方、子どもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体を培い、明日の滋賀を担う自立したたくましい人を育てることは、変わる事のない教育の大きな使命です。豊かな自然や文化に恵まれた本県の特徴を活かした滋賀らしい教育の推進により、子どもたちの「生きる力」の一層の育成を図っていく必要があります。

さらに、平成 23 年 3 月に策定した「住み心地日本一の滋賀」を目指す県政経営の総合的な指針「滋賀県基本構想」においては、「子育て・子育て支援プロジェクト」を盛り込んでおり、県政全体にとっても教育の果たす役割は大きく、県の各部局が連携して取り組むことが求められます。

こうした中であって、県では、次の世代を担う子どもたちが様々な人々と関わり共同できる力、自然や地域と共生する力、伝統・文化の次世代への継承とそれをもとにして困難に立ち向かい、主体性をもって新しい時代を切り拓くことのできる力を育てていきたいと考えています。そのためにも、学校、家庭、地域が一体となり、社会全体で子どもの育ちを支えるとともに、保護者や地域の教育力を高めることが必要です。また、生涯にわたり主体的に学び、その成果を生かして心豊かでいきいきとした人生を築き、地域において互いに連携しながら様々な課題の解決を図っていける生涯学習社会づくりに向け、具体的な取組を進めたいと考えています。

以上の点を踏まえ、第 2 期滋賀県教育振興基本計画を策定したいと考えていますので、貴委員会の意見を求めるものであります。

答申文

滋 教 計 審 第 3 号  
平成 25 年(2013年)10 月 31 日

滋賀県知事 嘉 田 由紀子 様

滋賀県教育振興基本計画審議会  
会 長 上 杉 孝 實

滋賀県教育振興基本計画について（答申）

平成 25 年(2013年) 5 月 10 日付け滋教委教総第 540 号で諮問のありました第 2 期滋賀県教育振興基本計画については、当審議会において慎重に審議を重ね、別添のとおり取りまとめましたので答申します。

## 滋賀県附属機関設置条例（平成 25 年滋賀県条例第 53 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、法律もしくはこれに基づく政令または他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項および第 202 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県の設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

（設置等）

第 2 条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を置き、その担任する事務ならびに委員の数、構成および任期は、同表に定めるとおりとする。

- 2 委員は、執行機関（別表第 3 項の表に掲げる附属機関にあっては、知事）が任命する。
- 3 別表の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることを妨げない。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（専門委員等）

第 3 条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、専門委員その他の臨時の委員を置くことができる。

（部会等）

第 4 条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、部会その他の合議制の組織を置くことができる。

（委任）

第 5 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、規則または教育委員会規則で定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（滋賀県特別職報酬等審議会設置条例等の廃止）
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
  - (1) 滋賀県特別職報酬等審議会設置条例（昭和 39 年滋賀県条例第 59 号）
  - (2) 滋賀県公有財産審議会設置条例（昭和 50 年滋賀県条例第 32 号）
  - (3) 滋賀県基本構想審議会条例（昭和 59 年滋賀県条例第 37 号）
  - (4) 滋賀県琵琶湖水政審議会設置条例（昭和 35 年滋賀県条例第 4 号）
  - (5) 滋賀県青少年問題協議会条例（昭和 28 年滋賀県条例第 28 号）
  - (6) 滋賀県高齢化対策審議会設置条例（昭和 61 年滋賀県条例第 12 号）
  - (7) 滋賀県大規模小売店舗立地審議会条例（平成 12 年滋賀県条例第 120 号）
  - (8) 滋賀県観光事業審議会条例（昭和 29 年滋賀県条例第 60 号）

（経過措置）

- 3 前項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定による附属機関およびその委員その他の構成員は、この条例の規定による相当の附属機関およびその委員その他の構成員となり、同一性をもって存続するものとする。この条例の施行の際知事または教育委員会が定めるところにより置かれている委員会その他の合議制の機関およびその委員その他の構成員についても、同様とする。

- 4 前項の規定により別表第1項の表の滋賀県観光事業審議会の委員となった者の任期は、同表の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。
- 5 付則第2項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定による附属機関に係る諮問、答申その他の行為は、この条例の規定による相当の附属機関に係る諮問、答申その他の行為とみなす。付則第3項後段に規定する委員会その他の合議制の機関に係る諮問、答申その他の行為についても、同様とする。

別表（第2条関係）

1 知事の附属機関

名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
滋賀県教育振興基本計画審議会	知事の諮問に応じて教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の教育の振興のための施策に関する基本的な計画について調査審議すること。	20人以内	(1)学識経験を有する者 (2)保護者である者 (3)教育機関の職員 (4)その他知事が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)

平成 25 年 7 月 5 日

滋賀県規則第 81 号

滋賀県教育振興基本計画審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、滋賀県附属機関設置条例（平成 25 年滋賀県条例第 53 号）第 5 条の規定に基づき、滋賀県教育振興基本計画審議会（以下「審議会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長および副会長)

第 2 条 審議会に、会長および副会長 1 人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第 3 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員および議事に関係のある臨時委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、委員および議事に関係のある臨時委員で出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 5 条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員および臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表する。
- 5 部会長は、特別の事項に関する調査審議を終了したとき、または会長が求めるときは、その結果または経過を会長に報告しなければならない。
- 6 審議会は、その議決により、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第 1 項および第 2 項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第6条 会長および部会長は、審議会および部会の議事に関して必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、または関係資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 滋賀県教育振興基本計画審議会委員

平成 25 年 5 月 10 日～審議が終了するまで

氏 名				職 名 等		
	あさ 浅	はら 原	ひろ 寛	こ 子	滋賀県都市教育長会、湖南市教育長	
(会長)	うえ 上	すぎ 杉	たか 孝	みち 實	京都大学名誉教授	
	うえ 上	だ 田	かず 和	こ 子	JALしが女性協議会 副会長	
	おお 大	にし 西	み 美	わ 和	滋賀県スポーツ少年団指導者協議会 副会長	
	かた 片	やま 山	よし 義	のり 教	滋賀県中学校長会 会長、大津市立打出中学校校長	
	かわ 川	きた 北	やす 泰	のぶ 伸	(公募委員)	
	さ 佐	さ 々	き 木	すすむ 進	栗東歴史民俗博物館指導員 (元館長)	
	ぜん 善	じゅう 住	き 喜	た 太	ろう 郎	滋賀県高等学校長協会 会長、彦根東高校校長
	その 園	だ 田	よし 喜	ひさ 久	湖南市立岩根小学校学校運営協議会 理事長	
(副会長)	たに 谷	ぐち 口	く 久	み 美	こ 子	NPO法人CASN 理事長
	つじ 辻		じゅん 順	こ 子	滋賀県専修学校・各種学校連合会 副会長、辻服飾専修学校校長	
	とみ 富	なが 永	よし 善	たか 隆	滋賀県特別支援学校長会 会長、三雲養護学校校長	
	なか 中	がわ 川		ひろし 浩	滋賀経済同友会 特別幹事	
	はら 原		きよ 清	はる 治	佛教大学教育学部長	
	ふじ 藤	い 居		さとし 敏	滋賀県公立高等学校PTA連合会 会長、虎姫高校PTA会長	
	まつ 松	うら 浦	よう 洋	こ 子	滋賀県PTA連絡協議会 会長	
	まつ 松	だ 田	み 美	ほ 保	こ 子	滋賀県特別支援PTA連絡協議会、八日市養護学校PTA会長
	むかい 向	く 久	ほ 保	めぐ 恵	み 美	(公募委員)
	やま 山	ぐち 口	いく 育	こ 子	滋賀県社会教育委員、NPO 法人チッチキンダーガーデン理事長	
	よこ 横	い 井	やす 保	お 夫	滋賀県町村教育長会 幹事、豊郷町教育長	

(敬称略 五十音順)

# 教育基本法

平成十八年十二月二十二日法律第二十号

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 教育の目的及び理念

### (教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

### (教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基き、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

### (生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

### (教育の機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならないが、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

## 第二章 教育の実施に関する基本

### (義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

### (学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

### (大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

- 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

### (私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

### 第三章 教育行政

#### (教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

- 2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

#### (教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

### 第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

## 第2期滋賀県教育振興基本計画

---

計画策定：平成26年(2014年)3月24日  
発行：平成26年(2014年)9月  
発行者：滋賀県教育委員会教育総務課  
〒520-8577 滋賀県大津市京町4-1-1  
電話 (077)528-4512  
印刷：株式会社インプリモ

---

滋賀県教育委員会ホームページアドレス  
<http://www.pref.shiga.lg.jp/edu/index.html>